

浜松市立高等学校外国人指導講師の就業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立高等学校において外国人生徒への指導を行う外国人指導講師の給与、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人指導講師 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「特別措置法」という。)第2条第2項に定める講師の職として、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項に基づき臨時的に任用され、浜松市立高等学校において外国人生徒への指導を行う外国人の講師(以下「講師」という。)
- (2) 所属長 浜松市立高等学校校長
- (3) インターナショナルクラス 外国人生徒が所属する学級
- (4) 外国人生徒受入コース 外国人生徒が履修を希望する教科若しくは科目
- (5) 母国 外国人生徒が国籍を有する国
- (6) 母国語 外国人生徒が母国において日常的に使用する言語
- (7) 任命権者 浜松市教育委員会

(講師の職務)

第3条 講師は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) インターナショナルクラスの学校設定科目に関するシラバス及び教材の作成
- (2) インターナショナルクラスの学校設定科目(国際理解教育プログラム、母国語及び日本語指導プログラム等)の指導及び試験問題の作成、採点、評価等の実施
- (3) インターナショナルクラスにおける担任業務(保護者への連絡、教育相談等)の補助
- (4) 外国人生徒受入コースについての助言
- (5) 外国人生徒受入コースにおける指導補助
- (6) 日本及び母国の大学入試に関する調査研究・大学との連携及びインターナショナルクラスの外国人生徒の進路に関する助言
- (7) ブラジルの文化やポルトガル語等を浜松市内の児童生徒に伝える活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、所属長に指示された職務

(任用期間)

第4条 講師の任用期間は、6月を超えない期間で任命権者が定める期間とする。

- 2 前項に規定する任用期間については、職の必要性に応じ6月を超えない期間で任命権者が定める期間を限度として更新することができる。

(給与)

第5条 講師に給与を支給する。

2 給与の種類は、給料（次条に規定する教職調整額を含む。次項を除いて以下同じ。）及び義務教育等教員特別手当とする。

3 講師に対しては、月額32万5千円の給料を支給する。

4 給与の支給日は毎月20日とし、その日が第11条第3項に定める週休日又は第12条第1項に定める休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い週休日又は当該休日でない日に繰り上げて支給する。

5 前項の場合において、講師の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときの当該月にかかる給与の額は、第8条の規定にかかわらず、浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号。以下「給与条例」という。）第2条第2項の規定による。

（教職調整額）

第6条 講師に対し、浜松市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年浜松市条例第59号）第3条の例による教職調整額を支給する。

（義務教育等教員特別手当）

第7条 講師に対し、給与条例第23条の例による義務教育等教員特別手当を支給する。

2 前項に定める義務教育等教員特別手当の月額は、支給する給料月額に応じた額とする。

（給料の減額）

第8条 講師が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、要綱に別の定めがあるときを除いて、当該勤務しなかった1時間につき次条の規定により計算した勤務1時間当たりの給与の額を給料から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の給料からこれを減額できなかったときは、翌月の給料からこれを減額するものとする。

2 前項に規定する勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、当該合計時間に1時間未満の端数がある場合については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間として計算する。

（勤務1時間当たりの給与の額）

第9条 勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第18条に規定する額とする。

（旅費）

第10条 講師が公務のため旅行する場合は、行政職給料表3級の職務にある市職員の例により旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、講師が赴任するとき及び講師が帰国する場合で次の各号に定めるときは、赴任又は帰国のために必要と認められる費用に相当する額を旅費として支給する。

(1) 第4条に規定する任用期間（同条第2項の規定により任用期間が更新された場合を

含む。以下この項において同じ。)満了後1月以内に、日本において、市又は第三者と雇用契約に入ることなく、かつ、1月以内に帰国のために日本を出発する場合(年次有給休暇を取得することにより、取得した日から任用期間の末日までの勤務を免除され、任用期間満了の日以前に帰国する場合を含む。)

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められたことにより解職され、当該解職の日後1月以内に日本において第三者と雇用契約に入ることなく、かつ、1月以内に帰国のために日本を出発する場合

(3) 前2号に定めるもののほか、講師の責めに帰すべき事由以外の事由により解職され、当該解職の日後1月以内に日本において第三者と雇用契約に入ることなく、かつ、1月以内に帰国のために日本を出発する場合

(勤務時間等)

第11条 講師の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。

2 前項に規定する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後4時45分までの間における7時間45分とする。ただし、午後零時30分から午後1時15分までは休憩時間とし、この時間は講師が自由に利用できるものとする。

3 日曜日及び土曜日は週休日とする。

4 所属長は、前2項によりがたいと認める場合は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により割り振られるべき勤務時間若しくは休憩時間を変更し、又は週休日に勤務時間を割り振ることができる。

(休日)

第12条 次の各号に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日(ただし、前号に定める日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ振り替える日を指定した上で、同項の休日に勤務を命じることができる。

(年次有給休暇)

第13条 講師は、あらかじめ所属長に届け出て、第4条に定める任用期間(同条第2項の規定により更新された任用期間を含む。)中に連続し、又は分割した10日の年次有給休暇を取得することができる。

2 年次有給休暇は、1日又は1時間を単位とする。この場合において、1時間を単位とする休暇は7時間45分をもって1日に換算する。

(特別休暇)

第14条 講師は、次の各号に掲げる特別休暇を取得することができる。

(1) 病気休暇 病気又は負傷のため勤務できないと認められる期間。ただし、第4

条に規定する任用期間（第4条第2項の規定により任用期間が更新された場合を含む。）を通じて20日（連続して取得する場合は、週休日及び休日を含む。）を限度とする。

- (2) 忌 引 父母、配偶者又は子が死亡した場合は、週休日及び休日を含む連続した14日の範囲内の期間
兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は、週休日及び休日を含む連続した7日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害による講師が居住する住居の損壊 被害の程度に応じて所属長が必要と認める期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 産前休暇 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性の外国青年にあっては、請求した日から出産日までの期間
- (6) 産後休暇 出産後8週間を経過しない女性の外国青年にあっては、出産の翌日から8週間。ただし、産後6週間を経過した女性の外国青年が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (7) 育児時間 女性の外国青年が生後1年未満の生児を育てる場合は1日2回それぞれ30分

2 前項第1号から第4号までの特別休暇は有給とし、同項第5号から第7号までの特別休暇は無給とする。

（特別休暇の手続き）

第15条 前条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を得ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに承認を得なければならない。

2 前条第1項第5号、第6号及び第7号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

3 前条第1項第1号の休暇を取得する場合は、それを証明する書類を所属長に提出しなければならない。この場合において所属長は、必要に応じてその指定する医師の診断を受けさせることができる。

（懲戒）

第16条 任命権者は、講師が地方公務員法第29条第1項の各号のいずれかに該当する場合においては、免職することができる。この場合において、任命権者が認めたと

きは、労働基準法第20条に規定する予告手当は支給しない。

2 前項に定めるもののほか懲戒処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 免職 当該処分の対象となった行為を戒めるためその職を免ずる。
- (2) 停職 浜松市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年浜松市条例第70号)第4条に定めるところによる。
- (3) 減給 浜松市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条に定めるところによる。
- (4) 戒告 書面により当該処分の対象となった行為を戒める。

(勤務禁止)

第17条 講師が次の各号に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかった場合は、任命権者は、当該講師の就業を禁止するものとする。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない場合
- (2) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある場合
- (3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった場合
- (4) 前各号に準じる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった場合

2 前項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該講師は速やかにその事実を所属長に届け出なければならない。

3 第1項の場合において、その勤務しない期間中の給料の支給については次の各号に定めるところによる。

- (1) 勤務しない事由が公務による負傷又は公務による疾病である場合は、その勤務しない期間中、給料の全額を支給する。
- (2) 勤務しない事由が前号に定めるもの以外の場合は、当該事由により勤務しないこととなった日の初日から起算して30日に達するまでは給料の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは給料の半額を支給し、60日を超えるときは、給料を支給しない。

(雇止め等)

第18条 講師は、第4条に規定する任用期間(同条第2項の規定により更新された任用期間を含む。)の満了により雇止めとなる。

2 任命権者は、講師が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、30日前に予告するか、又は30日分の平均賃金を支給して解職することができる。

- (1) 勤務実績が不良である場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 事務又は事業の運営上、任用を継続する必要がなくなった場合

3 講師が禁固以上の刑に処せられたときは、地方公務員法第16条の規定により当該講師は当然に失職したものとみなし、任命権者は何らの給付も行わない。

(職務命令に従う義務)

第19条 講師は、その職務を遂行するに当たって、所属長等上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(職務専念義務)

第20条 講師は、この要綱のほか法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第21条 講師は、その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第22条 講師は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(セクシャルハラスメントの禁止)

第23条 講師は、性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第24条 講師は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第25条 講師は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車運転の制限)

第26条 講師は、通勤のためにする場合を除き、その勤務のために自動車を運転する場合は所属長の許可を受けなければならない。

(社会保険等)

第27条 講師の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。

2 講師の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び浜松市職員公務災害等特別補償給付金条例(昭和47年浜松市条例第51号)の定

めるところによる。

(公務外の災害)

第28条 任命権者は損害保険契約の締結により、講師が公務による災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

(法令等の適用)

第29条 講師の就業に関する事項でこの要綱に定めのないものについては、地方公務員法、特別措置法、労働基準法その他の法令等の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

2 施行日の前日から引き続いて任用される講師(任用期間を更新した場合を含む)に関するこの要綱の適用については、改正前の要綱の例による。